

# Weekly Report

第584日号  
令和3年1月12日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 1月から実施される主な制度等(税制以外)

◎**著作権法の改正**……ネット上に無断でアップロードされた著作物のダウンロード規制(違法ダウンロード)の範囲を音楽や映像に限らず、著作物全般に拡大します(有償著作物の違法ダウンロードを反復・継続して行った場合は刑事罰の対象)。なお、違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合は規制対象となし、軽微なものや著作権者の利益を不当に害しない特別な事情がある場合などは対象外となります。

◎**育児・介護休業法施行規則等の改正**……育児や介護を行う労働者に対する「子の看護休暇」や「介護休暇」について、①時間単位で休暇の取得ができる、②1日の所定労働時間に関係なく原則、全ての労働者が休暇を取得できるようになります。

◎**地震保険料の改定**……保険期間の開始日(中途付帯日・自動継続日を含む)が1月1日以降となる地震保険契約から保険料が改定されます(改定率は所在地や建物の構造で異なる)。また、長期契約(2~5年)に適用される割引率も改定され

ます。

◎**緊急事態宣言(1都3県)**……新型コロナの感染拡大により1都3県(東京、埼玉、千葉、神奈川)を対象に緊急事態宣言(1月8日~2月7日まで)が行われ、①不要不急の外出自粛、②飲食店等への20時までの営業時間短縮、③イベント等の人数制限、④テレワーク等の推進、などが要請されました。これに伴い、政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資の要件緩和(直近2週間以上の売上減少実績があれば対象)や、雇用調整助成金の特例措置に係る大企業(営業時間短縮に協力する飲食店等)の助成率引上げも実施されます。

## 1月は税務事務が集中・お早目のご準備を!

- ★**法定調書**……源泉徴収票や報酬、料金、契約金、賞金などの支払調書と合計表を税務署に提出。
  - ★**給与支払報告書**……給与支払額に関わらず各人(昨年途中で退職した人も含む)の本年1月1日現在の住所地を管轄する市町村等に、複写分と併せて2通とも提出。
  - ★**償却資産申告書**……本年1月1日現在所有する土地及び家屋以外の機械・備品などの償却資産について、市町村等の固定資産税課に提出。
  - ★**新型コロナに伴う固定資産税等の減免申請**……事業用家屋・償却資産に対する固定資産税等の減免措置を受ける場合は市町村等に申請。
- ※以上の提出期限は全て2月1日(月)です。

## 給与所得者等の還付申告について

令和2年分の所得税の確定申告は、本年2月16日~3月15日までとなります。

大部分の給与所得者は、年末調整で所得税が精算されているため、確定申告をする必要はありませんが、多額の医療費を支払った場合の医療費控除や、災害等で住宅や家財などに損害を受けた場合の雑損控除などを適用する場合は、還付を受けるための申告(還付申告)を行う必要があります。

なお、還付申告については、確定申告期間に関係なく1月から行うことができます。